

<役員等報酬基準>

社会福祉法人横浜YMCA福祉会の役員等報酬基準は以下の定款の定めによることとする。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員は、無報酬とする。

(役員等の報酬等)

第21条 理事及び監事は、無報酬とする。